

## 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

### ○ 保険料の決まり方（年額）

均等割額 [被保険者全員が納める額] 40,514円	+	所得割額 [所得に応じて納める額] 基礎控除後の所得（※）×7.41%	=	保険料額 (限度額57万円)
----------------------------------	---	---	---	-------------------

※ 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額です。

### ○ 保険料の軽減措置について

平成27年度は2割、5割軽減の判定基準を拡大して引き続き実施されます。

#### ■ 所得が低い方の軽減

- 同一世帯内の被保険者及びその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下（その他の各種所得がない）	9割
33万円以下	8.5割
33万円+（26万円×被保険者の数）以下 ※1	5割
33万円+（47万円×被保険者の数）以下 ※2	2割

※1 平成26年度は、33万円+（24万5千円×被保険者の数）以下

※2 平成26年度は、33万円+（45万円×被保険者の数）以下

- 被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

#### ■ 加入日の前日まで被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- 均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

※ 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

### ○ 健康診査を受けましょう

- 健康づくりや生活習慣病の早期発見のため、健康診査を受けましょう。  
(生活習慣病で服薬治療中の方でも受診することができます。)
- 健康診査は1年に1回無料で受診できます。  
(がん検診等と併せて受診する際は、別途費用がかかる場合もあります。)
- 詳しくは、税務住民課国保グループ（☎27-2111）までお問い合わせください。

その他ご不明な点は、青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）までお問い合わせください。